

あいあい日向デイサービス指定地域密着型通所介護事業・宿泊サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人が設置するあいあい日向デイサービス（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「指定地域密着型通所介護従事者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護及び宿泊サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定地域密着型通所介護・宿泊サービスの提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。
 - 5 指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
 - 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 7 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 指定地域密着型通所介護・宿泊サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あいあい日向デイサービス
- (2) 所在地 三重県尾鷲市大字向井133番地の9

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

【地域密着型通所介護】

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 地域密着型通所介護従業者

生活相談員	6人(常勤兼務3人、非常勤兼務3人)
介護職員	15人(常勤専従1名、常勤兼務4人、非常勤専従3人、非常勤兼務7人)
機能訓練指導員	6人(常勤兼務1人、非常勤兼務2人、非常勤専従3人)
看護職員	4人(常勤兼務1人、非常勤兼務2人、非常勤専従1人)
運転手	2人(非常勤)

【宿泊サービス】

- (1) 責任者 1人
- (2) 介護職員 11人
- (3) 緊急時対応職員

上記従事者は、指定地域密着型通所介護及び宿泊サービスの業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

責任者は、利用者の居宅介護支援事業者等との情報連携や宿泊サービス従業者の管理、宿泊サービス事業の利用の申し込みに係る調整及び業務の実施状況把握を行う。

緊急時対応職員は、宿泊サービス提供時間帯を通じ、職員の緊急連絡体制を整備し、緊急時の対応を図る。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

【地域密着型通所介護】

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分とする。
- (3) サービス提供時間 午前9時～午後5時
- (4) 延長サービス可能時間帯 提供前 午前6時～9時
提供後 午後6時～9時

【宿泊サービス】

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) サービス提供時間 午後5時～翌午前9時までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

【地域密着型通所介護】

利用定員は、18名とする。

【宿泊サービス】

利用定員は、9名とする。(個室1名、個室以外8名)

(指定地域密着型通所介護の内容)

第8条 指定地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

【地域密着型通所介護】

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 延長サービス

【宿泊サービス】

- (1) 食事サービス
- (2) 就寝・起床・排せつ等の介助
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎(通所介護利用日以外)
- (5) その他日常生活に必要な支援及び介助

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第9条 本事業所は、利用者が、居宅サービス計画が策定されている場合は、その計画に沿って地域密着型通所介護・宿泊サービスを提供するものとします。

2 本事業所は、利用者が居宅サービス事業の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者に連絡する等の必要な援助を行うこととします。

3 本事業所は、利用者が居宅サービス計画を作成していない際は、利用者が計画を策定できるよう居宅介護支援事業者の情報を提供する等の援助を行うものとします。

(地域密着型通所介護・宿泊サービス計画の作成)

第10条 管理者は、利用者の心身の状況および意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための機能訓練並びに入浴および食事の提供その他の日常生活上の世話の具体的な内容等を記載した地域密着型通所介護・宿泊サービス計画を作成するものとします。

2 管理者は、それぞれの利用者に応じた地域密着型通所介護・宿泊サービス計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明するものとします。

3 地域密着型通所介護・宿泊サービス計画の作成にあたっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとします。

(利用料等)

第11条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)(以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

又、宿泊サービスを提供した場合の利用料は以下のとおりとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、実施地域を越えた地点から1kmごとに50円を徴収する。

3 食事の提供に要する費用については、地域密着型通所介護昼食645円・宿泊サービス朝食470円・昼食645円・夕食645円を徴収する。

4 宿泊サービス利用料は1泊2,200円を徴収する。

5 宿泊サービステレビ貸出料は、1日330円とします。

6 宿泊サービス洗濯料金(必要時)は、1回110円とします。

7 その他、指定地域密着型通所介護・宿泊サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

8 前7項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 9 指定地域密着型通所介護・宿泊サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 11 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、尾鷲市・紀北町とする。

（衛生管理等）

- 第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。
- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止ための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止ための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第14条 利用者は指定地域密着型通所介護・宿泊サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護・宿泊サービス従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

- 第15条 指定地域密着型通所介護・宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護・宿泊サービスの提供により事故が発生した

場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護・宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第17条 指定地域密着型通所介護・宿泊サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護・宿泊サービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護・宿泊サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(身体的拘束等)

第20条 事業所は、利用者に対し、身体的拘束を行わない。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急をやむを得ない理由を記録するとともに家族への説明、同意を行うこととする。

(地域との連携など)

第21条 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

3 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント等)

第23条 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(提示、広報)

第24条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにするものとする。

- 2 本事業については、事業に基づき、広報することができるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内に1回

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定地域密着型通所介護・宿泊サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人あいあいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

この規程は、平成２８年９月１日から施行する。

この規程は、平成２８年１０月１日から施行する。

この規程は、平成２８年１１月１日から施行する。

この規程は、平成２８年１２月１日から施行する。

この規程は、平成２９年１月１日から施行する。

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

この規程は、平成２９年７月７日から施行する。

この規程は、平成２９年８月１日から施行する。

この規程は、平成２９年９月１日から施行する。

この規程は、平成２９年１０月１日から施行する。

この規程は、平成３０年２月１日から施行する。

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

この規程は、平成３０年５月１日から施行する。

この規程は、平成３０年５月２８日から施行する。

この規程は、平成３０年８月１日から施行する。

この規程は、平成３０年１０月１日から施行する。

この規程は、平成３０年１１月１日から施行する。

この規程は、平成３１年１月１日から施行する。

この規程は、平成３１年２月１日から施行する。

この規程は、平成３１年３月１日から施行する。

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

この規程は、令和元年５月９日から施行する。

この規程は、令和元年６月１日から施行する。

この規程は、令和元年７月１日から施行する。

この規程は、令和元年８月１日から施行する。

この規程は、令和元年９月１日から施行する。

この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

この規程は、令和２年２月１７日から施行する。

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

この規程は、令和２年５月１日から施行する。

この規程は、令和２年７月１日から施行する。

この規程は、令和２年８月１日から施行する。

この規程は、令和２年１１月１日から施行する。

この規程は、令和３年２月１日から施行する。

この規程は、令和３年６月１日から施行する。

この規程は、令和３年８月１日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年11月1日から施行する。

この規程は、令和8年3月1日から施行する。